

千葉県立保健医療大学名誉教授称号授与規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第106条及び千葉県立保健医療大学学則第12条第2項の規定により、千葉県立保健医療大学名誉教授(以下「名誉教授」という。)の称号の授与に関し必要な事項を定める。

(授与の基準)

第2条 名誉教授の称号の授与に係る基準は、本学の設立後に退職し、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 千葉県立保健医療大学(以下「本学」という。)学長として特に功績が顕著であった者
- (2) 本学に教授として15年以上勤務し、教育上又は学術上特に功績があった者
- (3) 前号の年数に達しないが、本学に教授として勤務し、教育上又は学術上特に功績があった者で、大学の運営上又は社会貢献に関し特に功績が顕著であり特別に授与の必要がある者

(通算の方法)

第3条 前条第2号の勤務年数は、本学の教授として3年以上勤務した者については、次の各号により本学の教授の勤務年数に通算するものとする。

- (1) 本学の准教授としての勤務年数の3分の2、専任講師としての勤務年数の2分の1
- (2) 千葉県立衛生短期大学の教授としての勤務年数の3分の2、准教授(助教授を含む。)としての勤務年数の2分の1、専任講師としての勤務年数の3分の1
- (3) 本学以外の大学(短期大学を除く。)の教授としての勤務年数の3分の2、准教授(助教授を含む。)としての勤務年数の2分の1、専任講師としての勤務年数の3分の1
- (4) 短期大学(千葉県立衛生短期大学を除く。)の教授としての勤務年数の2分の1、准教授(助教授を含む。)としての勤務年数の3分の1、専任講師としての勤務年数の4分の1

(推薦の手続)

第4条 学部長、学科長及び専攻長は、第2条の基準に該当し、名誉教授の称号を授与することが適当であると認められる者がある場合、教授会の議を経て、名誉教授候補者推薦書(様式第1号)により、学長に推薦する。

(称号の授与)

第5条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して評議会の議を経て、名誉教授の称号を授与する。

- (1) 前条において推薦され第2条の基準に該当する者
- (2) 第2条の基準に該当するとして自ら選考した者

2 前項の称号の授与は、称号記（様式第2号）を交付して行う。

（特典）

第6条 名誉教授には、本学の式典その他重要な行事への招待、刊行物の贈呈及び図書館の利用に関する便宜の供与を行うものとする。

（取消）

第7条 名誉教授の称号を授与された者が、その名誉を汚し、称号を保持するのに適当でないと認められる場合は、学長は、評議会の議を経て、称号の授与を取り消すことができる。

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 既に、千葉県立衛生短期大学において名誉教授の称号を授与された者は、この規程に基づき称号を授与されたものとみなす。

附則

この規程は、令和元年12月1日から施行する。

附則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(様式第1号)

名誉教授候補者推薦書

(元号) 年 月 日

千葉県立保健医療大学長

推薦者 職位・氏名

下記の者は、名誉教授の称号を授与するに相応しいと認められますので、推薦します。

候補者氏名 <small>ふりがな</small>		生年月日	年 月 日生 () 歳
推薦理由			
略 歴			
受賞その他			

(様式第2号)

第 号

氏 名

称 号 記

学校教育法第106条及び千葉県立保健医療大学学則
第12条第1項の定めるところにより千葉県立保健医療
大学名誉教授の称号を授与する

(元号) 年 月 日

千葉県立保健医療大学長

(名 前) 印